

施設園芸等燃油価格高騰対策の平成30事業年度実施に係る2次公募について

I 公募事項

施設園芸等燃油価格高騰対策について、平成30事業年度の実施分の2次公募を以下のとおり、開始します。

本事業に取り組もうとする支援対象者（施設園芸等燃油価格高騰対策実施要綱（平成25年2月26日付け24生産第2900号農林水産事務次官依命通知）第3の3に定める者をいう。）は、愛知県燃油高騰対策推進協議会施設園芸等燃油価格高騰対策業務方法書（以下、県協議会業務方法書という。）第6条の規程に基づく事業実施計画等及び施設園芸セーフティネット構築事業の積立契約申込書等を当該支援対象者の事務所が所在する農林水産事務所（名古屋市内にあっては園芸農産課）に提出してください。

II 事業の概要

1 目的

燃油は、その多くを輸入に依存しているため、為替や国際的な商品市況等の影響により、価格が乱高下を繰り返しており、今後の価格見通しを立てることが困難な生産資材である。施設園芸農家は、冬期加温に燃油を使用するため、経営費に占める燃料費の割合が高く、燃油価格高騰の影響を特に受けやすい業種であることから、施設園芸農家が継続して経営できる環境を整えるため、燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換を進める対策が必要である。

特に、A重油価格の継続的な上昇傾向を鑑みて、追加の対策が緊要となった。

2 事業内容

施設園芸セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出金により資金を造成し、施設園芸用の燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に補填金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

(1) 新規支援対象者及び既存の支援対象者のうち新たに参加する構成員

ア 対象油種及び対象期間

施設園芸に供するA重油及び灯油を対象とし、12月から4月までを対象期間とする。

ただし、生産局要領別紙1-1の第2の2のただし書きに基づき、日本施設園芸協会の承認を得られた場合、以下の対象期間とすることができる。

(ア) 12月から3月までの期間

(イ) 12月から5月までの期間

- (2) 既存の支援対象者
対象油種の追加及び積立金の増額

Ⅲ 公募スケジュール

1 受付期間

平成30年9月26日(水)～平成30年10月16日(火)午後5時まで

事業実施計画書等申請書類一式(正本1部, 写し2部)を受付期間内に下記申請先に直接持ち込んでください(郵送不可)。

受付期間以降に提出した申請書類は無効です。

2 申請書類の提出先

支援対象者の事務所が所在する県農林水産事務所農政課、名古屋市内にあっては県農林水産部園芸農産課

<申請先一覧>

申請先	住所	電話番号
尾張農林水産事務所農政課	460-0001 名古屋市中区三の丸 2-6-1	052-961-7211(内)2473
海部農林水産事務所農政課	496-8532 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2111(内)356
知多農林水産事務所農政課	475-0903 半田市出口町 1-36	0569-21-8111(内)235
西三河農林水産事務所農政課	444-0860 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2725(内)2441
豊田加茂農林水産事務所農政課	471-8566 豊田市元城町 4-45	0565-32-7363(内)337
新城設楽農林水産事務所農政課	441-2301 設楽町田口字小貝津 6-2	0563-62-0545(内)236
東三河農林水産事務所農政課	440-0806 豊橋市八町通 5-4	0532-54-5111(内)329
園芸農産課	460-8501 名古屋市中区三の丸 3-1-2	052-954-6418

Ⅳ 事業実施計画書等申請書類について

支援対象者が提出する申請書類等は【申請書類等一覧表】のとおりです。平成30年度の支援対象者は事業参画年度によって、

- ①平成24～26事業年度に事業に取り組み始めた組織で、平成29事業年度も事業に参加している組織(省エネルギー等対策推進計画期間中)
- ②平成24～26事業年度に事業に取り組み始めた組織で、平成29事業年度は事業に参加しなかった組織(新たな省エネルギー等対策推進計画期間に入る)
- ③平成27事業年度に事業に取り組み始めた組織で、平成30事業年度も引き続き事業に参加する組織(省エネルギー推進計画期間を満了・新たな省エネルギー等対策推進計画期間に入る)

④平成 28 から 29 事業年度に事業に取り組み始めた組織（省エネルギー等対策推進計画期間中）

⑤平成 30 事業年度に新たに取り組み組織

があり、これらが混在することになります。

【申請書類等一覧表】

事業参画年度	取組の継続性	省エネルギー等対策推進計画			作成書類						
		計画策定年度	目標年度	目標設定	支援対象者単位					取組農家別紙様式第2号	
					別紙様式第1号	別紙1	別紙2	別紙様式第5号	別紙様式第7号		総括表
H24～H26	H29から継続	H29	H31	現計画を継続	○※2	○	○※3	○	○	○※4	○※5
H24～H26	H30から再び参加	H30	H32	更なる目標設定必要 (下記※1の①～③のいずれか1つ選択)	○※2	○	○	○	○	○※4	○※5
H27	H30以降も参加	H30	H32	更なる目標設定必要 (下記※1の①～③のいずれか1つ選択)	○※2	○	○	○	○	○※4	○※5
H28・H29 (愛知は該当無)											
H30新規参画組織		H30	H32	新規設定 (10a当たり燃油使用量を15%以上削減)	○※2	○	○	○	○	○※4	○※5

※1 平成 27 事業年度以前に参画した組織に係る省エネルギー等対策推進計画の目標設定

- ① 10a 当たり燃油使用量を更に 15%以上削減
- ② 単位生産量当たり燃油使用量を 15%以上削減
- ③ 民間の金融商品や備蓄タンク等を活用して燃油コストの変動を抑制

※2 平成 30 事業年度に行う事業内容を記載してください。

※3 変更がある場合は変更を明記する（2段書きで上に変更前を（ ）書き、下段に変更後を記載してください）。

事業参加者を追加する場合は、現状値及び目標年度の考え方について承認済みの省エネルギー等対策推進計画と整合をとってください。

※4 事業実施計画書等にあわせて、必ず、一覧表(総括表)と一覧表(総括表)のデータも添付してください。一覧表の作成により一部の添付資料を省略できます。

平成 24～26 事業年度及び平成 27 事業年度に参画した支援対象者は、農家整理番号をこれまでの申請と変更しないこと（農家毎の固定番号としてください）。

※5 別紙様式第 2 号は、2次公募で追加参加もしくは計画変更がある事業参加農家全員が作成してください。現在及び目標の燃油使用量の算定方法が確認できる資料を添付してください。

V 事業実施計画の承認

平成30年11月中旬(予定)

VI 施設園芸セーフティネット構築事業に係る施設園芸用燃油価格差補填金積立契約について

1 提出書類

(1) 施設園芸用燃油価格差補填金積立契約申込書(県協議会業務方法書別紙様式第5号)

ア 新規実施組織: 必須

イ 継続実施組織: 事業参加農家を追加する場合、積立契約変更申込書を提出してください。

(2) 施設園芸用燃油購入数量設定申込書(県協議会業務方法書別紙様式第7号)

ア 新規実施組織: 必須

イ 継続実施組織: 数量設定の変更をする場合、数量設定変更申込書を提出してください。

2 契約締結完了

事業実施計画の承認後、県協議会から支援対象者に対し契約締結完了通知を発行することをもって契約関係が成立します。

3 燃油補填積立金の納入

契約締結完了通知の発行に併せて積立金の納入依頼を行います。(11月中旬頃)

※県協議会と支援対象者間での交付申請・交付決定の手続きはありません。

VII 事業実施計画及び推進計画の重要な変更の手続き

支援対象者は、協議会から承認を受けた事業実施計画及び推進計画について、次に掲げる重要な変更を行おうとする場合は、予め、協議会に対して変更の申請を行い、承認を受けることが必要です。

<重要な変更>(県協議会業務方法書第6条第5項)

① 事業の新設、中止又は廃止

※ここでいう「事業」は、支援対象者単位を指します。

なお、事業年度中の「新設」は、追加募集がある場合など特別な場合に限られます。

- ② 省エネルギー等対策推進計画の燃油使用量削減等の目標の変更
- ③ 支援対象者の変更
- ④ 事業費又は事業量の3割を超える増減

※セーフティネット事業における支援対象者単位の燃油補填積立金積立予定額の合計額を指します。

VIII 事業実施状況報告等の提出について

1 事業実施状況報告書の提出

県協議会業務方法書第8条により、各事業年度の事業実施状況を翌事業年度の8月10日までに報告してください。

IX セーフティネット構築事業の補填金支払い関係

1 燃油購入実績報告書の提出

セーフティネットの発動があった場合（当該月の翌々月上旬に日本施設園芸協会から発動通知が発出される）、県協議会から支援対象者に対して、当該月の燃油購入実績報告書の提出を依頼します。

2 支援対象者への補填金の支払い

県協議会において燃油購入実績報告書の記載内容等を証拠書類から確認し、造成資金から補填金を交付するとともに、補填金交付通知を発行します。

※本県協議会においては、原則、契約期間を2回に分けて補填金交付を行います。

第1回：11月～12月（又は10月～12月）分

第2回：1月～4月（又は1月～3月）分

事業実施計画の申請書の作成について

1 参加農家について

農家の選定に当たっては、3ヶ年の計画であることから、目標年度までの間、参加農家としての要件が確保されることを十分に確認してください。

※本対策は、燃油使用量を削減する計画を達成するための支援であり、計画期間中に要件を欠いた場合（加温栽培の停止等）は、期間中に交付された補助金を返還していただく場合があります。

やむを得ない場合（病気療養による営農休止等）は、この限りではありませんが、真にやむを得ない理由であるか十分に検討する必要があります。

2 省エネルギー等対策推進計画の策定

個々の農家は「省エネルギー等対策取組計画」等を作成し、これに基づいて支援対象者は省エネルギー等対策推進計画を策定します。

燃油使用量削減目標は15%以上であることが要件です（15%未満の場合は採択されません。）

省エネルギー等対策推進計画の期間は、原則として3年間です。

【H24～H26 実施・計画更新済組織：H29.5～H32.4、H27 実施・計画更新済組織：H30.5～H33.4、H30 新規組織及びH30 再実施組織：H30.12～H33.4】

3 セーフティネット構築事業の申し込み

①個々の参画農家は、申し込む油種、積立コース、申込数量を決め、「省エネルギー等対策取組計画」に記載します。

申込数量の設定に当たっては、過去の燃油使用量等を参考にして実際に購入すると考えられる数量を申し込んでください。

※過去の実績以上の申込みをする場合は、その理由の説明を求める場合があります。

なお、いかなる理由があっても、申込数量の上限は現在の燃油使用量の120%以下です。

②支援対象者は、①の申込み内容を取りまとめ、事業実施計画を作成するとともに、「積立契約(変更)申込書」と「燃油購入数量設定(変更)申込書」を作成します。

※今回の2次公募におけるセーフティネット対象期間は、原則、12月～翌4月（12月～翌3月、12月から翌5月の設定も可。）です。

このため、既存の支援対象者に事業参加農家を追加する場合、対象期間の異なる農家が混在することになります。

なお、参画農家ごとに異なる設定はできません。支援対象者ごとに共通の対象期間を設定してください。

4 支援対象者は、上記を取りまとめた事業実施計画書等を作成し、関係書類と合わせて県協議会に対して受付期間内に承認申請をします。